

令和 7 年度 草津市創業支援補助金 募集要項

募集期間

令和 7 年 5 月 1 2 日（月）～ 6 月 1 9 日（木） 1 7 : 0 0 （**必着**）

お問い合わせ先

〒 5 2 5 - 8 5 8 8

滋賀県草津市草津三丁目 1 3 番 3 0 号

草津市 環境経済部 商工観光労政課

TEL : 077-561-2351（直通）

E-mail : shoro@city.kusatsu.lg.jp

本補助金に関する質問は、メールでお問い合わせください。

提出書類

- ・ 草津市創業支援補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ・ 創業計画概要書（様式第 2 号）
- ・ 支援機関確認書（様式第 3 号）
- ・ 同意書兼誓約書（様式第 4 号）
- ・ 市税の納税証明書（領収書不可）
- ・ 開業届の写しまたは履歴事項全部証明の写し（前年度までに開業届または法人登記により事業所等を設立済の場合に限る）
- ・ 収支予算（支出の部）の根拠となる資料の写し（見積書等）
- ・ チェックリスト

+

＜上乘せ①・②に該当する場合は、次の書類を併せて提出してください。>

- 上乘せ①－(1) … 運転免許証の写し等、生年月日の分かる資料
卒業証明書の写し等、卒業時期が分かる資料
- 上乘せ①－(2) … 運転免許証の写し等、生年月日の分かる資料
学生証の写し等、学生であることが分かる資料
- 上乘せ②－(1) … 現在住居地の住民票の写し
- 上乘せ②－(2) … 住民票の写し

提出方法

郵送または直接商工観光労政課窓口（草津市役所 4 階）まで

交付決定について

提出いただいた申請書類により、プレゼンテーション審査を行い、補助金の交付（補助金の上限額等を含む）を決定します。

※審査により申請を棄却（却下）する場合があります。

問い合わせ先

本補助金の申請にあたり、質問等がある場合は、**本募集要項の表紙に記載のメールアドレス宛に、メールでお問い合わせください。**

1. 目的

本市の地域特性を踏まえ、多様な働き方を選択できるまちとしての産業振興を促進するため、予算の範囲内において、創業ならびに支援機関による伴奏支援を受けながら取り組む販路開拓に要する経費の一部を補助することで、市内における創業を促進し、もって産業振興を図ることを目的とします。

2. 補助対象者

次の全てに該当する者に限ります。

- (1) 補助金の申請時点において市内に居住し、住民登録を有すること。ただし、市内で法人登記を行う場合または、上乗せ②-(1)に該当する場合については、この限りではない。
- (2) 次の①・②のいずれかに該当する者であること。
 - ① 創業アまたはイに該当する者にあつては、令和7年4月1日から令和8年2月20日までに事業（営業）を開始すること。
 - ② 創業ウ、エまたはオに該当する者にあつては、申請日において、事業所の設立日等（複数回行ったことがある者にあつては、申請日の直近に行った日をいう。）から3年未満であり、かつ令和7年4月1日から令和8年2月20日までに事業（営業）を開始すること。

「創業」の定義

創業とは、次のいずれかに該当する場合をものとします。

- ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出（以下「開業届」という。）により、市内で新たに事業を開始する（※1）場合 **【新規創業（個人）】**
- イ 事業を営んでいない個人が、市内で新たに法人を設立し、市内を本店所在地とした法人登記を行い、事業を開始する（※1）場合 **【新規創業（法人）】**
- ウ 事業を営んでいる個人が、当該事業を廃止するとともに、新たに法人を設立し、当該法人が同一の事業を開始する（※1）場合（市内で法人登記を行う場合に限り） **【法人成り】**
- エ 事業を営んでいる個人または法人が、当該事業と異なる新たな事業（※2）を市内で開始する場合 **【第二創業】**
- オ 個人または法人の事業を別の個人または法人が引き継ぎ、当該事業に加え、新たな事業（※2）を市内で開始する場合 **【事業承継】**

（※1）「事業を開始する」の定義 → ア・イ・ウ

事業所等の設立日（個人：開業日、法人：設立日）ではなく、**実際に事業（営業）を開始した日**を指します。なお、**前年度中（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に事業所等を設立済の場合は、実際に事業（営業）を開始していない場合に限り、対象となります。**

（※2）「新たな事業」の定義 → エ・オ

新たな事業とは、日本標準産業分類（令和5年7月改定）における中分類単位で異なる事業を申請年度内に開始する場合を指します。（前年度中に事業を開始済の場合は対象外）

- (3) 市内に事業所等（仮設または臨時の店舗その他の設置が恒常的なものでないものを除く。）を設置し、または設置しようとしていること。
- (4) 申請日において大津市および草津市が認定を受けた創業支援等事業計画における**認定連携創業支援等事業者となっている者の支援を受ける予定であり、申請年度内に販路開拓に向けた取組を行うこと。**
- (5) 3年以上継続することが見込まれる事業であること。
- (6) 草津市税の滞納および各種償還に滞りがないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有していないこと。
- (8) 補助金の交付対象となる事業において、市の他の補助金の交付を受けていないこと。

3. その他の条件

- フランチャイズ契約等でないこと
- 政治団体、宗教団体に係る事業でないこと
- 公序良俗に反する事業でないこと
- その他市長が適当でないと認める者でないこと

4. 補助金額等

通常枠・・・1者あたり上限50万円（補助率：2／3）

ただし、次の上乗せ枠に該当する場合は、1項目につき25万円上限額を上乗せします。

上乗せ①：学生創業枠

申請年度末時点で35歳未満の方のうち、

- (1) 県内に設置された学校教育法に基づく大学または大学院（以下、「大学等」という。）を卒業後、2年以内に創業する場合
- (2) 県内大学に設置された大学等に在学中で、創業する場合

上乗せ②：U/Iターン者枠

直近5年間、市内に住民登録を有していない方のうち、申請日において

- (1) 県外在住者で、申請年度内に市内に転入し、住民登録を行う方
- (2) 県外から転入し、住民登録を行った日から6ヵ月を経過していない方

上乗せ③：ゼロカーボン・DX推進枠

- (1) ゼロカーボンまたはデジタルトランスフォーメーションに資する事業として、市長が認めた場合

※ **創業して実施される事業の根幹**となっており、**当該事業を通じて、地域（他者）に与える影響（事業内容・提供するサービス等）が相当程度あると判断されるものが対象**となります。（**単に自身のゼロカーボン・DXを推進するもの、環境に配慮した商品・他者が開発したサービス等を使用するものは対象外**）

5. 補助対象経費の例

区分	内容
謝金	専門家謝金、コンサルタント費
設備費	店舗、事務所等の改装費、機械器具等購入費
店舗等借入費	店舗、事務所等の賃借料、駐車場代
販路開拓費	展示会等出展料、その他販路開拓に要する経費
委託費	市場調査費、試験分析等委託費、業務システムの設計・運用費等
広告費	ホームページ作成・運用費、新聞広告費、ポスター・チラシ作成費等

※交付決定日（交付決定通知書に記載されている日付）から令和8年2月20日までに発生し、支払いが完了している経費が対象となります。

ただし、以下の場合に発生した経費は**対象外**となります。

①交付決定日より前に契約を締結、また工事等に着手した場合

②交付決定時に既に支払い済みの場合

③令和8年2月21日以降に支払う場合

※補助金を活用して購入した設備や機械器具等の財産（50万円以上）は、原則5年間は処分することができません。

※やむをえず売却や廃棄等する必要がある場合は、市長の承認を得る必要があります。

その場合、収入の一部または全部を返還していただくことがあります。

※滋賀県等他の機関が実施する補助金の交付申請をされる方は、原則、**同じ区分の経費は本市補助金の補助対象外**となります。

6. 補助対象外経費の例

区分	対象外
謝金	本補助金の申請に係る報酬
設備費	自宅兼事務所の自宅部分、市外の店舗、自家用車
店舗等借入費	自宅兼事務所、敷金礼金、保証金、保険料、共益費、光熱水費
その他	人件費、役員報酬、飲食費、原材料、商品代、光熱費、消耗品費、送料、その他汎用性のあるもの（PC、タブレット端末、コピー機、作業機など）

7. 審査について

- ・プレゼンテーション形式による審査

プレゼンテーション審査実施日：6月27日（金）

※プレゼンテーション審査の詳細については、個別にご案内を差し上げます。

※プレゼンテーション審査当日は、原則、支援者の方にも同席していただきます。

8. 審査項目について（予定）

<実現性>

- ・ビジネスモデルが明確であり、事業内容がビジネスとして成立するものか

<継続性・成長性>

- ・事業収入により自律的に継続して事業を実施できるか

<独自性・付加価値>

- ・他に類似する商品等との差別化が図られており、新たな価値の創出が期待できるか

<効果的活用>

- ・効果的に補助金を活用するものか

<熱意>

- ・事業目的・ビジョンが明確であり、それを自分の言葉で語れるか

<地域に与える影響>

- ・地域社会の有する課題等の解決に寄与することが期待できる事業であるか

9. 支援機関（認定連携創業支援等事業者）について

大津市・草津市創業支援等事業計画に規定する創業支援等事業による支援を実施している機関を指します。（令和7年4月1日時点では、以下の機関です。）

①立命館大学	⑩（一社）滋賀県中小企業診断士協会
②龍谷大学	⑪（株）滋賀銀行
③滋賀大学	⑫京都信用金庫
④（公財）滋賀県産業支援プラザ	⑬（株）関西みらい銀行
⑤大津商工会議所	⑭（株）日本政策金融公庫
⑥大津北商工会議所	⑮（株）インフィアホールディングス
⑦瀬田商工会	⑯女性の起業を応援する会
⑧草津商工会議所	⑰ S e i f
⑨滋賀県中央企業団体中央会	

※下記のインキュベーション施設から支援を受ける場合も対象とします。

- ①：立命館大学BKCインキュベータ
- ②：龍谷エクステンションセンター（REC）レンタルラボ
- ④：創業プラザ滋賀創業サロン、創業プラザ滋賀創業オフィス、滋賀県立テクノファクトリー
- ⑰：滋賀県立草津SOHOビジネスオフィス

※上記の支援機関と関わりがない場合、御自身で任意の機関と連絡調整し、本補助金の申請をする旨をお伝えいただき、支援を受けることが可能かを確認してください。

10. 注意点

- ・補助金の交付は、予算の範囲内とします。
- ・補助事業実施期間中（交付決定日から令和8年2月20日まで）に、**第三者が当該補助事業のサービス等を利用可能な状態である必要があります。**

- ・申請される経費については、税抜き価格で申請してください。消費税等相当額は補助対象外です。
- ・交付決定前に発注、購入、契約、納品、支払い等をしている経費は補助対象外です。
- ・事業に要した費用の支払を証する書類（領収書等）は、必ず残しておくようにしてください。実績報告時に提出いただけない場合、補助金を交付できなくなる可能性があります。
- ・補助金の交付を受けた者は、**3年間、売上高や財産の管理状況を報告する必要があります。**
- ・補助金の交付を受けた者およびその支援者については、**年に1回（3年間）商工観光労政課職員が業況確認等や補助金を活用し購入した設備等の状況確認を行うとともに、経営状況等を報告いただきます**ので、御承知おきください。
- ・申請書類や証憑資料等補助金交付に係る資料は5年間保存してください。
- ・「補助対象者」、「その他の条件」に該当しない、補助対象経費の区分を重複して他の補助金申請を実施している等が明らかになった場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- ・交付決定を受けた後に、**補助事業の内容に変更が生じる場合は、事前に商工観光労政課まで相談いただく必要があります。**（勝手に補助事業の変更をされた場合、補助金の交付を受けられなくなる可能性があります）
- ・その他、**別紙Q & Aを確認いただいた上で、申請書類等を作成してください。**

補助金交付までの流れ

①申請書の作成・提出

下記の書類を作成し、商工観光労政課へ提出してください。

申請書	☐ 草津市創業支援補助金交付申請書（様式第1号）【原本】 ※押印要
添付書類	☐ 創業計画概要書（様式第2号）【原本】 ☐ 支援機関確認書（様式第3号）【原本】 ☐ 同意書兼誓約書（様式第4号）【原本】 ☐ 市税の納税証明書【写し】（法人の場合は法人の納税証明書） ☐ 開業届または履歴事項全部証明【写し】（前年度までに開業届または法人登記により事業所等を設立済の場合に限る） ☐ 収支予算（支出の部）の根拠となる資料の写し（可能な範囲で添付ください） ☐ チェックリスト（交付申請用） + ＜上乗せ①・②に該当する場合は、次の書類を併せて提出してください。＞ 上乗せ①－(1) … ☐ 運転免許証の写し等、生年月日の分かる資料 ☐ 卒業証明書の写し等、卒業時期が分かる資料 上乗せ①－(2) … ☐ 運転免許証の写し等、生年月日の分かる資料 ☐ 学生証の写し等、学生であることが分かる資料 上乗せ②－(1) … ☐ 現在住居地の住民票の写し 上乗せ②－(2) … ☐ 住民票の写し

- ✓ 様式は草津市のホームページからダウンロードしてください。
- ✓ 交付申請書および添付書類はA4用紙片面で作成してください。
- ✓ 令和7年6月19日（木）までに紙媒体で1部、郵送（必着）または直接商工観光労政課窓口（草津市役所4階）まで提出ください。



②審査の実施

- ✓ プレゼンテーション形式による審査を行います。
 プレゼンテーション審査実施日：6月27日（金）※時間等の詳細は個別にご連絡いたします。
 原則、支援者同席のもと創業計画等の説明をしていただきます。



③補助金交付の決定・通知

- ✓ プレゼンテーション審査により、交付の決定（補助金の上限額等を含む）をします。
 審査結果は、7月中旬頃に通知する予定です。

④補助対象事業の実施

- ✓ 補助金の交付決定を受けた者は、令和8年2月20日（金）までに事業を実施してください。
- ✓ 状況により、進捗確認を実施します。

⑤実績報告書類の作成・提出

- ✓ 補助対象事業の実施・支払等がすべて完了後、速やかに下記の書類を作成し、令和8年3月2日（月）までに紙媒体で1部、郵送（必着）または直接商工観光労政課窓口（草津市役所4階）まで提出してください。

実績報告書	☐ 草津市創業支援事業実績報告書（様式第10号）【原本】 ※押印要
添付資料	☐ 実績概要報告書（様式第11号）【原本】 ☐ 事業に要した費用の支払を証する書類（領収書等）【写し】 ☐ 開業届または履歴事項全部証明書【写し】（新規創業・法人成りの場合に限る） ☐ 住民票の写し（ <u>上乗せ②-(1)</u> の場合に限る） ☐ 写真（補助金を活用して実施した事業の内容・状態が確認できるもの） ☐ 取得財産等管理台帳（様式第13号） ※該当者のみ ☐ チェックリスト（実績報告用）

- ✓ 上記添付資料のほか、必要と認められるものの提出を求めることがあります。
- ✓ 前年度までに事業（営業）を開始していたことが判明した場合には、補助金の交付決定を取消す場合があります。
- ✓ 経費支出の根拠となる書類がないものは補助対象外とします。

⑥完了検査・補助金額の確定

- ✓ 実績報告書類の受付後、審査の上で補助金額の確定を行い、補助金確定通知書を発送します。（標準処理期間は2週間程度）
- ✓ 実地検査を実施する場合があります。
- ✓ 補助金額は実績に基づくため、実際にお支払いする金額額は交付決定額と異なることがあります。

⑦請求書の作成・提出

- ✓ 交付請求書を作成後、紙媒体で1部、郵送または直接商工観光労政課窓口（草津市役所4階）まで提出ください。**※押印が必要となります。**

⑧補助金の交付

- ✓ 適正な交付請求書の受付後、2週間程度で補助金を交付します。